

夜間保育所が認定こども園に移行した場合における教育時間の設定について

1 市内の認定こども園における教育時間

- ・ 「教育時間」…義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対して、教育基本法に規定する法律で定める学校において行われる教育のための時間であり、幼稚園、認定こども園において設定する必要がある。
- ・ 市内の認定こども園における教育時間は9時～14時が最も多く、開始時間は8時半～10時、終了時間は12時半～15時の幅がある。

2 夜間保育所が認定こども園に移行した際の課題

- 夜間保育所
 - ・ 市内には、6施設（公立1、民間5（うち認定こども園1））ある。
 - ・ 対象は、夜間に保護者の就労等により保育を必要とする児童であり、開所時間は原則として概ね11時間、おおよそ午後10時まで。
- 夜間保育所が認定こども園に移行した場合、民間の保育標準時間が全て11時～22時となっているため、教育時間の設定の考え方を検討する必要がある。

3 国の考え方、他都市の状況

- ・ 国における教育時間に関する基準…①教育時間は4時間を標準とし、②園児の心身の発達の程度、季節等に適切な配慮が必要、③具体的な時間設定は、各園の判断に委ねられる。
- ・ 他都市では、教育時間について、開始を10時～11時、終了を14時～16時として、夜間に開設する認定こども園を認可(認定)している。

4 大阪市の考え方

国の考え方を踏まえながらも、午前9時前後に授業を開始する小学校との接続や、3、4歳児の午睡時間を考慮すると、教育時間については、遅くとも午前11時に開始するよう求めていく必要があると考える。